

# 平成27年度第3回学校給食浅科センター運営委員会会議次第

日 時 平成28年3月28日(月)

午後4時00分～

場 所 浅科中学校・校長室

## 1. 開 会

## 2. 会長あいさつ

## 3. 会議事項

(1) 平成27年度給食会計について

(2) 平成27年度給食会計監査報告について

(3) 平成28年度学校給食物資納入業者の承認について

(4) 平成28年度学校給食浅科センターの年間事業計画について

(5) 平成28年度佐久市学校給食センター給食会計の基本事項について

(6) その他

## 4. 閉 会

平成 27 年 度

佐久市学校給食浅科センター給食会計歳入歳出決算書

佐久市学校給食浅科センター

平成27年度 歳入

(単位:円)

款 項	目 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節 節		説 明
					区 分	金 額	
1. 給食費	1. 給食費	31,333,850	30,815,326	△ 518,524	1. 小学校給食費	18,915,660	浅科小学校
					2. 中学校給食費	11,433,436	浅科中学校 牛乳のみ提供1名 11,423,500円 9,936円
					3. 給食センター 給食費	427,950	浅科給食センター
					4. その他給食費	38,280	PTA等試食会等
2. 負担金	1. 負担金	85,000	112,987	27,987	1. 負担金	112,987	佐久市産米粉活用事業負担金 (佐久市 年6回分・JA佐久浅間 3回分) 地場食材利用拡大モデル事業負担金 (新メニュー導入に係る原材料費(鯉のかば焼き)) (佐久市 年1回分)
3. 未収金	1. 未収金	208,482	0	△ 208,482	1. 過年度未収金	0	過年度未収金
4. 繰越金	1. 繰越金	67,696	67,696	0	1. 繰越金	67,696	前年度繰越金
5. 雑収入	1. 雑収入	972	126	△ 846	1. 雑収入	126	預金利息
歳入合計		31,696,000	30,996,135	△ 699,865			一食単価 ・小学校 270円 ・中学校 310円

平成27年度 歳出

(単位:円)

款 項	目 目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節 節		説 明
					区 分	金 額	
1. 事業費	1. 給食物資費	31,333,850	30,890,153	△ 443,697	1. 主食費	3,817,869	
					2. 牛乳代	6,069,400	
					3. 副食費	21,002,884	
	2. 返還金	32,940	32,130	△ 810	1. 返還金	32,130	浅科小学校 浅科中学校
	2. 予備費	329,210	0	△ 329,210	1. 予備費	0	
歳出合計		31,696,000	30,922,283	△ 773,717			一食単価 ・小学校 270円 ・中学校 310円

歳入決算額 - 歳出決算額 = 73,852円 (次年度へ繰越し)

平成27年度佐久市学校給食浅科センター給食会計決算監査資料

収支残額調書

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入 合 計 額	30,996,135	
支 出 合 計 額	30,922,283	
差 引 残 額	73,852	

収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 費	30,815,326	別紙参照
負 担 金	112,987	米粉パン負担金 佐久市 57,052円 (6回分) JA佐久浅間 28,685円 (3回分) 地場食材利用拡大モデル事業負担金 佐久市 27,250円 (1回分)
過 年 度 未 収 金	0	
繰 越 金	67,696	前年度繰越金
預 金 利 子	126	JA佐久浅間 8/18 38円 2/22 88円
合 計	30,996,135	

支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 物 資 購 入 代 金	30,890,153	別紙参照
返 還 金	32,130	別紙参照
合 計	30,922,283	

学校別給食費・返還金 (平成27年4月～平成28年3月)

(別紙)

学校名等	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
浅科小学校	給食費	1,568,970	1,566,000	2,069,550	1,751,490	826,740	1,703,700	1,619,730	1,662,390	1,780,920	1,511,190	1,822,230	1,032,750	18,915,660
	返還金				7,776					8,532			4,968	21,276
	計	1,568,970	1,566,000	2,069,550	1,743,714	826,740	1,703,700	1,619,730	1,662,390	1,772,388	1,511,190	1,822,230	1,027,722	18,894,384
浅科中学校	給食費	961,620	1,037,880	1,095,850	958,520	459,730	979,600	997,270	1,088,720	1,088,100	925,660	1,157,850	672,700	11,423,500
	牛乳代のみ				3,024					4,320			2,592	9,936
	返還金				3,942					4,320			2,592	10,854
計	961,620	1,037,880	1,095,850	957,602	459,730	979,600	997,270	1,088,720	1,088,100	925,660	1,157,850	672,700	11,422,582	
学校給食 浅科センター	給食費	36,450	36,720	44,280	38,610	18,360	38,070	39,420	38,880	38,880	32,670	41,310	24,300	427,950
	返還金													0
	計	36,450	36,720	44,280	38,610	18,360	38,070	39,420	38,880	38,880	32,670	41,310	24,300	427,950
その他	給食費			2,710	17,010				13,160	2,160				38,280
	返還金													0
	計			2,710	17,010		3,240		13,160	2,160				38,280
合計	給食費	2,567,040	2,640,600	3,212,390	2,768,654	1,304,830	2,724,610	2,656,420	2,803,150	2,914,380	2,469,520	3,021,390	1,732,342	30,815,326
	返還金				11,718					12,852			7,560	32,130
	計	2,567,040	2,640,600	3,212,390	2,756,936	1,304,830	2,724,610	2,656,420	2,803,150	2,901,528	2,469,520	3,021,390	1,724,782	30,783,196

※ その他は、試食会等です。 ※ 返還金は、牛乳停止者への返金です。(学期毎)

※ 浅科中学校の牛乳代のみは、学期毎徴収。

学校別給食実施日数・食数 (平成27年4月～平成28年3月)

学校名等	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
浅科小学校	日数	17日	18日	22日	19日	9日	18日	18日	18日	19日	16日	20日	11日	205日
	食数	5,811食	5,800食	7,665食	6,487食	3,062食	6,310食	5,999食	6,157食	6,596食	5,597食	6,749食	3,825食	70,058食
浅科中学校	日数	18日	18日	19日	18日	8日	17日	18日	19日	19日	16日	20日	12日	202日
	食数	3,102食	3,348食	3,535食	3,092食	1,483食	3,160食	3,217食	3,512食	3,510食	2,986食	3,735食	2,170食	36,850食
学校給食 浅科センター	日数	18日	18日	22日	19日	9日	19日	20日	19日	19日	16日	20日	12日	211日
	食数	135食	136食	164食	143食	68食	141食	146食	144食	144食	121食	153食	90食	1,585食
その他	日数			2日	2日		2日		3日	1日				10日
	食数			9食	63食		12食		44食	8食				136食
合計	日数	18日	18日	22日	19日	9日	19日	20日	19日	19日	16日	20日	12日	211日
	食数	9,048食	9,284食	11,373食	9,785食	4,613食	9,623食	9,362食	9,857食	10,258食	8,704食	10,637食	6,085食	108,629食

※ 合計の日数は、浅科給食センターの稼働日数です。

平成27年4月～平成28年3月分主食副食別給食物資購入代金

月 区分	(単位:円, %)												(単位:円, %)					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	構成比	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	前期計	総合計	構成比
白米代	112,860	136,620	151,470	148,500	65,340	142,560	757,350	5.00	125,388	154,548	137,052	125,388	187,166	60,054	789,596	757,350	1,546,946	5.01
パン・麺代	208,036	207,915	234,207	214,004	25,070	214,421	1,103,653	7.28	242,330	174,326	223,896	217,932	160,475	148,311	1,167,270	1,103,653	2,270,923	7.35
牛乳代	505,799	521,284	632,645	542,383	253,137	542,309	2,997,557	19.78	511,520	549,510	583,126	494,218	600,260	333,209	3,071,843	2,997,557	6,069,400	19.65
副食代	1,765,234	1,696,549	2,300,791	1,745,524	956,390	1,829,623	10,294,111	67.94	1,710,387	1,630,577	1,636,549	1,594,356	2,411,253	1,725,651	10,708,773	10,294,111	21,002,884	67.99
合計	2,591,929	2,562,368	3,319,113	2,650,411	1,299,937	2,728,913	15,152,671	100.00	2,589,625	2,508,961	2,580,623	2,431,894	3,359,154	2,267,225	15,737,482	15,152,671	30,890,153	100.00

(注) 給食物資購入代金の支払いは原則として月末締め翌月払い。

平成27年度学校給食浅科センター給食会計決算監査報告書

監査対象期間 平成27年 4月 1日より  
平成28年 3月28日まで

収入金額	30,996,135	円
支出金額	30,922,283	円
差引金額	73,852	円

審査結果

佐久市学校給食センター条例施行規則第19条に基づき、平成27年度学校給食浅科センター給食会計の決算監査をいたしましたところ、諸帳簿及び領収書並びに伝票等も含め整備されており、正確、適正でありましたことを報告いたします。

平成28年 3月28日

佐久市学校給食浅科センター運営委員会監事

浅科小学校校長

⑨

浅科中学校PTA会長

⑨



佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

平成17年4月1日

教育委員会決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資の納入の円滑と適正を図るため、学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 業者の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 申請期間 毎年1月10日から1月末日まで
- (2) 申請時の提出書類 佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定申請書（様式第1号）

(指定基準)

第3条 業者の指定基準は、次のとおりとする。

(1) 立地条件

営業所が佐久市内にあること。ただし、必要物資で調達困難な食品は、この限りでない。

(2) 衛生状況

- ア 保健所の監視評点が良好であること。
- イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。

(3) 供給能力

- ア 仕入、製造及び加工能力が相当で、所要量を供給し得ること。
- イ 指示する日時までに納入ができること。

(4) 信用状況

- ア 事業経歴及び経営状態が良好であること。
- イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- ウ 納税義務が履行されていること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## 佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

### (指定通知)

第4条 申請のあった業者の指定の決定は、学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査に付し、その承認を得た後、次の手続を経て行うものとする。

- (1) 運営委員会の承認を得た業者に対して、佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）を発行する。
- (2) 指定通知書を受けた業者は、誓約書（様式第3号）及び印鑑証明書を学校給食センターに提出する。
- (3) 前号の手続を完了した業者を業者指定台帳に登載する。

### (指定期間)

第5条 指定の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その更新については、運営委員会が決定する。

2 年度の途中で指定を受けた場合の指定の有効期間は、その年度の終了までとする。

### (指定の取消し等)

第6条 誓約に違反し、又は運営委員会において不相当と認めるときは、指定を取消し、又は一時停止することができる。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。



平成28年度佐久市学校給食浅科センター年間事業計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校	浅科センター 浅科中学校 浅科小学校
1 金 全員出勤	1 日	1 水	1 金	1 月	1 木	1 土	1 火	1 木	1 日	1 水	1 水
2 土	2 月	2 木	2 土	2 火 給食大会(全食)	2 金	2 日	2 水	2 金	2 月 年始休業	2 木	2 木
3 日	3 火 憲法記念日	3 金	3 日	3 水	3 土	3 月	3 木 文化の日	3 土	3 火 年始休業	3 金	3 金
4 月	4 水 みどりの日	4 土	4 月	4 木	4 日	4 火	4 金	4 日	4 水	4 土	4 土
5 火	5 木 こどもの日	5 日	5 火	5 金	5 月	5 水	5 土	5 月	5 木	5 日	5 日
6 水	6 金 緑の日	6 月	6 木	6 土	6 火	6 木	6 日	6 火	6 金	6 月	6 月
7 木	7 土	7 火	7 木	7 日	7 水	7 金	7 月	7 木	7 土	7 火	7 火
8 金	8 日	8 水	8 金	8 月	8 木	8 土	8 火	8 水	8 日	8 木	8 木
9 土	9 月	9 木	9 土	9 火	9 金	9 日	9 水	9 木	9 月 成人の日	9 木	9 木
10 日	10 火	10 金	10 日	10 水 正職・嘱託出勤	10 土	10 月 体育の日	10 木	10 土	10 火	10 金	10 金
11 月	11 水	11 土	11 月	11 木 山の日	11 日	11 火	11 金	11 日	11 水	11 土 建国記念の日	11 土
12 火	12 木	12 日	12 火	12 金	12 月	12 水	12 土	12 月	12 木	12 日	12 日
13 水	13 金 緑の日	13 月	13 木	13 土	13 火	13 木	13 日	13 火	13 金	13 月	13 月
14 木	14 土	14 火	14 木	14 日	14 水	14 金	14 月	14 水	14 土	14 火	14 火
15 金	15 日	15 木	15 金	15 月	15 土	15 日	15 火	15 木	15 土	15 水	15 水
16 土	16 月	16 火	16 土	16 日	16 金	16 日	16 水	16 金	16 土	16 木	16 木
17 日	17 火	17 金	17 日	17 水 正職・嘱託出勤	17 土	17 月	17 木	17 土	17 火	17 金	17 金
18 月	18 水	18 土	18 月 海の日	18 木 正職・嘱託出勤	18 日	18 火	18 金	18 日	18 水	18 土	18 土
19 火	19 木	19 日	19 火	19 金 1 夏休み	19 月 敬老の日	19 水	19 土	19 月	19 木	19 日	19 日
20 水	20 金	20 月	20 水	20 土	20 火	20 木	20 日	20 火	20 金	20 月	20 月 春分の日
21 木	21 土	21 火	21 木	21 日	21 水	21 金	21 月	21 水	21 土	21 火	21 火
22 金	22 日	22 木	22 金	22 月	22 土 秋分の日	22 日	22 火	22 木	22 日	22 水	22 水
23 土	23 月	23 火	23 土	23 日	23 金 1 秋分の日	23 月	23 土	23 金 天皇誕生日	23 月	23 木	23 木
24 日	24 火	24 金	24 日	24 水	24 土	24 月	24 木	24 土	24 火	24 金	24 金
25 月	25 水	25 土	25 月	25 木	25 日	25 火	25 金	25 日	25 水	25 土	25 土
26 火	26 木	26 日	26 火	26 金	26 月	26 水	26 土	26 月	26 木	26 日	26 日
27 水	27 金	27 月	27 水	27 土	27 火	27 木	27 日	27 火	27 金	27 月	27 月
28 木	28 土	28 火	28 木	28 日	28 水	28 金	28 月	28 木	28 土	28 火	28 火
29 金 昭和の日	29 日	29 水	29 金 給食調理師会(全食)	29 月	29 木	29 火	29 土	29 木 年末休業	29 日	29 水	29 水 正職・嘱託出勤
30 土	30 月	30 火	30 土	30 日	30 金 教研集会 正職	30 日	30 水	30 金 年末休業	30 月	30 木	30 木 正職・嘱託出勤
給食日数	16 17 17	給食日数	18 18 18	給食日数	17 17 17	給食日数	18 18 20	給食日数	19 19 19	給食日数	20 20 20
17	19	22	18	9	19	20	20	19	16	20	204 201 212
20	19	22	20	22	20	20	20	19	19	20	13
											212
											22
											243

\* 学校名下欄の数字「1」は、給食がある日です。

欠食予定

・小学1年 3日 (7日・8日・11日)	・小学6年 3日 (24日～26日)	・小学4年 1日 (11日)									
・中学3年 4日 (11日～14日)	・中学2年 3日 (12日～14日) ・小学1年 3日 (20日～22日)	・中学2年・3年 1日 (25日)									・中学3年 1日 (8日)

## 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（平成28年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
  - 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
  - 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
    - 小学生 270円
    - 中学生 310円
    - 職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
  - 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
  - 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
  - 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
  - 個人（児童生徒及び職員）単位の変更（連続して5日以上）については、直ちに【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
  - 個人（児童生徒及び職員）単位の給食費の返金は、原則として連続して5日以上欠食（給食停止）の場合に返金するものとする。
  - 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
  - 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する給食連絡日誌（人員表）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
  - 給食費は、10. で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。  
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
  - 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は基本的に徴収するものとする。
  - 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
  - 平成28年度の牛乳返金額は、小中学生とも単価額53円（消費税込）とする。
  - アレルギー対応食提供事業に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
- ※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。  
また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表（平成28年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	53円	20円	45円	45円
中 学 校	53円	26円	49円	50円